

生物多様性条約における外来種の指針原則について（原則 1 1）

生態系、生息地及び種を脅かす外来種の影響の 予防、導入、影響緩和のための指針原則	移入種への対応方針について
<p>指針原則 11 非意図的導入</p> <p>1 すべての国は非意図的導入（または定着して侵略的になった意図的導入）に対処するための適切な対策をとるべきである。それらには、法律や規制措置、適切な責任を有する組織、機関の設立と強化が含まれる。迅速かつ効果的な活動ができるように、運営のためのリソースは充分であるべき。</p> <p>2 非意図的導入をもたらす共通の経路を特定する必要がある、そのような導入を最小限にするための適切な対策をとるべきである。非意図的導入の経路には、しばしば、漁業、農業、林業、園芸、海運（バラスト水の放出を含む）、陸上・航空輸送、建設事業、造園、観賞用を含めた水産養殖、観光、ペット産業、野生動物牧場など、様々な分野の活動が関わっている。これらの活動の環境影響評価では、侵略的外来種の非意図的導入のリスクにも触れるべきである。侵略的外来種の非意図的な導入のリスク分析は、そのような経路に対して適切に実施されるべきである。</p>	<p>3-2 非意図的導入に対する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国への非意図的導入の経路の特定と経路ごとに侵入による影響について調査が必要である。主たる経路と考えられるものは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 農 業：飼料への混入雑草等 水 産 業：水の移動の際に混入する水生生物の侵入 海 運：バラスト水の放出による水生生物の侵入 建設事業：建設資材（土砂等）に混入する生物の侵入 ・このうち、移入種（外来種）の流通拠点となっている場所における定期的なモニタリングについて検討が必要。 ・国内移動については、特に島嶼地域などの要注意地域への資材等の輸送に際しての非意図的導入に注意を払う必要がある。そのため、要注意地域での侵入とその経路のモニタリングを実施し、非意図的導入が見られる場合には、その経路となっている事業を行っている者が配慮すべき事項を明らかにする必要がある。